

橋シ推第13号
平成31年4月16日

一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 御中

橋本市長 平木 哲朗
(公印省略)

和歌山県橋本市での住宅取得補助等の情報について

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は本市行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本市では移住促進施策として、住宅取得補助金や、転入者に対する住宅ローン優遇を実施していますので、周知、ご活用いただきたく存じますので、貴会の会員様へのご周知いただきますよう、お願いします。

記

1. 転入夫婦新築住宅取得補助金（30万円）

橋本市で新築住宅を取得し、転入された夫婦に補助金を交付します。

（平成27年4月1日から令和2年3月31日までの登記物件に限る。）

※対象となる登記日は、夫婦いずれかの転入日後の最初の4月1日から起算して3年以内

2. 空き家お試し暮らし・移住応援補助金（空き家賃貸、購入補助）

橋本市でのお試し暮らしや移住にあたり、わかやま空き家バンクに登録されている物件賃貸もしくは購入する場合に補助金を交付します。

3. 住宅ローン金利優遇

橋本市への転入者に対して金利優遇実施中

- ・住宅金融支援機構（フラット35）
- ・紀陽銀行
- ・南都銀行

4. 橋本暮らしの情報

橋本市での暮らし、住まい、しごとなどの情報をまとめた「橋本暮らし応援サイト」を開設しています。

▼移住ガイドブックの送付を希望される場合は下記までご連絡下さい。

※各補助金の詳細については別紙チラシ、市ホームページ、又は下記までお問い合わせ下さい。

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口(橋本市経済推進部シティセールス推進課 定住促進係内)

電話: 0736-33-6106 (直通) FAX: 0736-33-1665

電子メール: chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

